

社会福祉法人 緑葉会  
非常勤役員等の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人緑葉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条ならびに第6条の規定に基づく、非常勤役員等（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 報酬の支給対象は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 定款第15条に基づく理事及び監事。
- (2) 定款第5条に基づく評議員。
- (3) 定款第6条に基づく評議員選任解任委員。

(報酬の額)

第3条 前条第1項各号に定める役員等が会議等に出席した場合の報酬は、別表1及び別表2並びに別表3に定める額とする。

- 2 前項に定める報酬は、会議出席の際に支払うものとする。

(交通費の支給)

第4条 役員等が会議に出席する場合の交通費については実費を弁償する。

- 2 前項の実費弁償はバス代に換算して支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(雑則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和元年6月10日から施行する。

社会福祉法人 緑葉会  
非常勤役員等の報酬に関する規程（別表）

別表1（役員報酬）

（1）理事及び監事

業 務 内 容	日 額
理事会等会議への出席	22,000円
監事監査等への出席	22,000円
上記の他、法人業務のための出席	22,000円

※上記の報酬から所得税等を差引くものとする。

別表2（評議員報酬）

（1）

業 務 内 容	日 額
評議員会への出席	22,000円
上記の他、法人業務のための出席	22,000円

※上記の報酬から所得税等を差引くものとする。

別表3（評議員選任解任委員報酬）

（1）評議員選任解任委員等

業 務 内 容	日 額
評議員選任解任委員会への出席	22,000円
上記の他、法人業務のための出席	22,000円

※上記の報酬から所得税等を差引くものとする。